

特定外来生物指定の考え方について

1. 今回の特定外来生物指定の位置付け

平成 27 年 3 月に公表した生態系被害防止外来種リストを受け、現時点で指定が可能と考えられる外来種について指定に向けた検討を進める。

なお、今後の指定に関する考え方等については、各分野の専門家グループ会合を受けて開催する特定外来生物等専門家会合（全体会合）において意見を伺う予定。

2. 本年度の特定外来生物の指定の全体方針

（1）優先順位について

生態系被害防止外来種リスト掲載種のうち、被害の未然防止効果が高い以下の区分に位置づけられている種類を中心に指定を進める。

なお、以下の区分に該当しない場合にも、現時点で指定すべき種については、指定候補として検討する。

- 定着予防外来種（侵入予防外来種、その他の定着予防外来種）
- 総合対策外来種のうち定着段階が「侵入初期/限定分布」、「小笠原・南西諸島」のもの

（2）生物分類群別の方針

今年度は、被害の未然防止効果が高い種（侵入予防外来種）が多く、ペット・観葉植物等としての利用はあるものの、現時点では利用が少ない種が存在する「爬虫類」、「両生類」、「魚類」、「植物」を対象として検討する。

その他の分類群（「哺乳類」、「鳥類」、「昆虫類」、「陸生節足動物」、「その他の無脊椎動物」）については、今回の指定後に検討を進める予定。

<魚類>

未然防止効果が高く、迅速に指定可能な種類を指定候補として検討を進める。具体的には、侵入予防外来種及び定着予防外来種のうち、飼養実態が少ないもの、総合対策外来種については、分布拡大の傾向があり、指定による効果が見込めるものとする。

早急に指定した場合に飼育個体の野外の放出の懸念が強い種については、一定の期間後に指定することとする。また、一定の期間後に指定する種及び今回は見送る種については、大型化、寿命、危険性等を購入者に伝える等、関連業界の協力を得て、飼養者への普及啓発を実施する。

<指定候補>

○侵入予防外来種

ブラウンブルヘッド、フラッドヘッドキャットフィッシュ、ホワイトパーチ、ラッフ、ラウンドゴビー

○その他の定着予防外来種

ヨーロッパナマズ、パイク科、ガンブシア・ホルブローキ、ナイルパーチ
ガー科（平成30年4月から規制）

○総合対策外来種のうち定着段階が「侵入初期/限定分布」、「小笠原・南西諸島」のもの
オオタナゴ、コウライギギ

3. 指定までのスケジュール（案）

平成28年1月～ : 専門家グループ会合（「爬虫類・両生類」、「魚類」、「植物」）
平成28年3月 : 専門家会合（全体会合）
平成28年7月頃 : 特定外来生物に指定（ガー科を除く）